

船舶事故調査報告書

平成29年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成28年8月28日 15時30分ごろ
発生場所	滋賀県彦根市松原水泳場西方沖（琵琶湖東部） 松原四等三角点から真方位304°1,230m付近 （概位 北緯35°17.4′ 東経136°14.8′）
事故の概要	水上オートバイYU-KAは、遊走中、同乗者が負傷した。
事故調査の経過	平成28年9月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ YU-KA、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	250-49928奈良、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（同乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船長の前に同乗者1人を乗せ、約30～40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で遊走中、観光船の航走波を乗り越えようとした際、船体が動揺し、同乗者が姿勢を崩して顎と胸部をハンドル中央部に当て負傷した。 船長は、航走波を乗り越える際、減速していれば良かったと本事故後に思った。
分析	本船は、遊走中、船長が、約30～40km/hの速力で航走波を乗り越えたことから、船体が動揺し、同乗者が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が遊走中、船長が、約30～40km/hの速力で航走波を乗り越えたため、船体が動揺したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 航走波等乗り越える場合は、十分に減速すること。